

三宅町企業立地のための事業協力促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三宅町企業立地のための事業協力促進条例(平成29年三宅町条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条の規定は、この規則において準用する。

(奨励金の交付額等)

第3条 条例第3条第2項に規定する奨励金の交付額、交付基準及び交付時期は、奨励金の種類ごとに別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第4条 条例第6条第1項に規定する者は、次に定める期間に三宅町企業立地のための事業協力促進奨励金交付申請書(様式第1)に、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工業及び商業等が事業所としての使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日(使用を開始した日が1月1日である場合は、使用を開始した日の属する年の1月1日)を賦課期日とする交付対象者に賦課された年度。

2 条例第6条第2項の規定に基づく奨励金の交付の可否は、申請年度の翌年度に三宅町企業立地のための事業協力促進奨励金交付可否決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(交付の請求)

第5条 前条第2項の規定により奨励金交付の決定を受けた者は、速やかに三宅町企業立地のための事業協力促進奨励金交付請求書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 この規則による奨励金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付対象者の地位の承継等)

第7条 条例第6条に規定する町長の承認を得ようとする者は、速やかに承継申請書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付対象者の地位の承継について承認・不承認の決定をしたときは、当該承継人に対して承継承認・不承認決定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(奨励金の不交付等)

第8条 町長は、条例第7条の規定により奨励金の全部又は一部を交付しないときは、奨励金交付取り消し通知書(様式第6)により通知するものとする。

2 町長は、条例第7条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、奨励金返還命令書(様式第7)により通知するものとする。

3 前項の命令書を受けた者は、町長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた別に定める延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

4 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

奨励金の種類	交付額、交付基準	交付時期
土地売却協力奨励金	売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.03を乗じて得た額 なお、当該土地における土地の所有筆数にかかわらず交付対象者1人あたり500万円を限度とする。	当該土地に新設された事業所に町が初めて固定資産税を賦課することとなった年度の翌年度とする。
土地貸付協力奨励金	事業所としての使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日(使用を開始した日が1月1日である場合は、使用を開始した日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から1年度分の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税に相当する額 なお、当該土地における土地の所有筆数にかかわらず交付対象者1人あたり100万円を限度とする。	交付基準に規定する町が初めて固定資産税を賦課することとなった年度の翌年度とする。

※各奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。